

茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務
民間競争入札実施要項（案）

原子力規制委員会

原子力規制庁

目 次

1 趣旨	— 4
2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	— 4
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	— 4
(2) 確保されるべき質	— 7
(3) 創意工夫の発揮可能性	— 8
(4) 支払方法	— 8
(5) 費用負担等に関するその他の留意事項	— 9
(6) 契約担当官等の所属する部局の名称	— 9
3 実施期間に関する事項	— 9
4 入札参加資格に関する事項	— 9
5 入札に参加する者の募集に関する事項	— 11
6 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定の決定に関する事項	— 12
(1) 落札者を決定するための評価の基準	— 12
(2) 落札者の決定及び初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置	— 12
7 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	— 12
(1) 開示情報	— 12
(2) 資料の閲覧	— 12
8 本業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項	— 12
9 本業務の受注者が、業務を実施するに当たり、原子力規制庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の本業務の適性かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項	— 12
(1) 受注者が原子力規制庁に対して報告すべき事項	— 12
(2) 原子力規制庁による調査への協力	— 13
(3) 指示	— 14
(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	— 14
(5) 契約に基づき受注者が講ずべき措置	— 15
10 本業務の受注者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項	— 22
11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 (法第9条第2項第13-16号又は第14条第2項第11号)	— 22
12 その他本業務の実施に関し必要な事項	— 23
別紙第1 適合証明書記述様式	— 25
別紙第2 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得	— 29
別紙第3 従来の実施状況に関する情報の開示	— 37

別紙第4	資産リスト	-44
別紙第5	仕様書	-47
別紙第6	原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル	-85
別紙第7	オフサイトセンター設備の全体概要	-86

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「原子力規制庁」という。)は公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務(以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

ア 対象施設の概要

(ア) 名称及び住所

- a 名称：茨城県原子力オフサイトセンター
- b 住所：茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-12

(イ) 施設の使用目的等

- a オフサイトセンターは、実用炉等において緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村等の関係者が一同に会し、関係機関間において情報を共有し、指揮の調整を図るための現地の拠点施設で、国によってあらかじめ指定され、原子力施設立地地点の近くにある。
- b 原子力緊急時以外は原子力防災専門官が常駐し、緊急時には国及び自治体の現地派遣要員が参集する。

(ウ) 施設の設定

- a テレビ会議システム、電話・ファクシミリ装置(人工衛星を利用したものを含む。)、その他の通信設備と通信回線が複数設置されている。
- b 統合原子力防災ネットワークシステムにより、設備は原子力規制庁の緊急時対策センター等と接続されている。
- c 原子力防災専門官が使用する緊急車両に指定された防災対策車が1台、配備されている。
- d 別紙第7「オフサイトセンター設備の全体概要」参照。

イ 業務の目的と業務内容

(ア) 本業務の目的

実用炉等において緊急事態が発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにするため、平時から原子力規制庁が整備したオフサイトセンター内の通信設備等を点検し、設備の維持管理を実施する。

(イ) 業務内容

a 業務全般

平時に実施する業務は、通信設備等の月例点検、不具合手続対応等及び調査・立会業務とする。その他、必要な時に緊急時支援及び地震発生時の設備点検を実施する。

b 通信設備等の月例点検

- (a) オフサイトセンターに整備されている各設備の員数確認、清掃、起動確認等の月例点検（各種法令に基づく定期点検を含む。）を別紙第5「仕様書」に示す要領で月1回実施する。（年1回は原子力規制庁の立会いの下で点検を実施する。）
- (b) 消耗品の在庫管理を実施して不足が生じないよう適正な予備品を保有しておく。消耗品は別途、原子力規制庁から支給する。
- (c) 防災対策車をいかなる際にも使用できるよう、動作確認や燃料の確認を行う。
受注者が車両を運行し事故を起こした場合は、受注者が責任を持って対処すること。ただし、車両を運行しない場合はこの限りではない。

c 不具合手続対応等

- (a) オフサイトセンターに整備されている通信設備等に不具合が発生した時に、不具合の調査・点検・調整等を実施するとともに、修理完了後の復旧確認を行う。
- (b) 設備不具合発生時に、原子力規制庁からの連絡後2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。ただし、連絡が平日17時以降、土日祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年7月20日法律第178号）第3条第2項に規定する「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日及び同第3項に規定するその前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）を含む。）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日までの間）の場合は翌営業日の営業開始時間から2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。
- (c) 原子力規制庁が別途指示する「不具合管理票」を作成し報告する。
- (d) 原子力規制庁が別途指示する「不具合管理調査表」を作成し、常に不具合対応の進捗状況を把握するとともに、原子力規制庁が別途指示する日までに提出する。
- (e) 不具合手続対応の結果、修理が必要となった場合の修理業務は、本業務の対象外とする。
- (f) 不具合手続対応の結果、修理等が必要になった場合は、別途業者が実施する不具合修理実施後、設備の点検を実施し、正常な状態であることを確認する。

d 調査・立会業務

原子力規制庁と実施時期を協議のうえ、以下の業務を実施する。

- (a) オフサイトセンターの計画停電に伴う設備停止及び起動業務を年1回実施する。
- (b) 一斉招集システムのデータベース更新等を年1回実施する。

e 緊急時支援（別途清算）

実用炉等において緊急事態が発生した場合及び、大規模地震等が発生して、緊急にオフサイトセンターの設備立ち上げ及び設備運用支援の要請が原子力規制庁や原子力防災専門官からあった場合に、交通機関等の障害がない限り、2時間以内に少なくともTV会議システム等を立ち上げることの可能な緊急時支援要員5名以上が参集し、原子力防災専門官等の指示のもと、迅速なオフサイトセンターの設備立ち上げ及び設備運用に関する支援を実施する。

f 地震発生時の設備点検（別途清算）

- (a) 次項に定める気象庁発表の緊急地震速報で用いる府県予報区の名称地域において「震度5弱以上（気象庁発表）」且つ気象庁発表の緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称地域において「震度5弱以上（気象庁発表）」の地震が発生した場合、原子力規制事務所の原子力防災専門官等に確認し指示に従いオフサイトセンター設備の健全性の点検確認を速やかに実施してその結果を原子力規制庁に報告する。

ただし、地震発生から30分以上当該原子力規制事務所の原子力防災専門官等に連絡がとれない場合は、指示を待たずに点検を行うこと。

- (b) 気象庁発表の緊急地震速報で用いる府県予報区の名称
茨城県北部、茨城県南部
- (c) 気象庁発表の緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称
ひたちなか市、那珂市、水戸市、東茨城郡(大洗町)、那珂郡(東海村)
東茨城郡(茨城町)、常陸太田市、日立市、鉾田市

(7) 業務の引継ぎ

a 用語の定義

- (a) 現行の受注者：今現在請負っている業者
- (b) 受注者：本実施要項に基づく入札で落札した業者
- (c) 次回の受注者：本実施要項に基づく受注者の契約終了後の入札で落札した業者

b 現行の受注者からの引継ぎ

原子力規制庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。
なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の受注者の負担となる。

- c 本業務終了の際に受注者の変更が生じた場合の引継ぎ
 原子力規制庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回の受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。
 本業務の終了に伴い受注者に変更になる場合には、受注者は次回の受注者の当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類により、次回の受注者に対し、引継ぎを行うものとする。
 なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受注者の負担となる。

- d 原子力規制庁からの貸与物件
 平成28年度 業務報告書

(2) 確保されるべき質

本業務を実施するに当たり、達成すべき事業の質は以下のとおりとする。

ア 本業務の質

本業務の仕様書に記載されている内容を確実に実施すること。

基本的な方針	主要事項	測定指標
管理・運用業務を通じて、オフサイトセンター設備の維持管理が継続されるとともに、円滑な使用を可能とすること	設備の維持管理の継続性	実用炉等において緊急事態が発生した場合及び大規模地震等が発生した場合に、実施担当者や原子力規制事務所の原子力防災専門官から要請があり、交通機関等の支障がない限り、2時間以内に5名が参集し、TV会議システム等の立ち上げを実施できたこと。
		指定地域の震度5弱以上の地震発生時に原子力規制事務所の原子力防災専門官の指示に基づき設備の健全性の点検確認が実施できていること。
		別紙第6「原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル」に示す習熟度レベルにある人員数が規制庁が実施する月例点検において確保されていること。
		設備不具合発生時に、原子力規制庁からの連絡後2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。ただし、連絡が平日17時以降、土日祝日（2(1)イ(イ) c (b)項の土日祝日の括弧内に記述する日を含む。）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日までの間）の場合は翌営業日の営業開始時間から2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。

イ 確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記7項で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

(ア) 通信設備の月例点検

別紙第5「仕様書」のうち、設備点検仕様書に示された点検内容を、毎月確実に実施すること。

(イ) 不具合手続対応等

前項、通信設備の月例点検設備時等において不具合を発見した場合又は原子力規制庁からの不具合対応を指示した場合は、別に示す不具合管理票により遅滞なく原子力規制庁に状況を報告すること。

(ウ) 調査・立会業務

オフサイトセンターの計画停電に伴う設備停止及び起動業務及び一斉招集システムのデータベース更新等を年1回実施し、設備維持を行うこと。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り受注者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

ア 本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

受注者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 従来の実施方法に対する改善提案

受注者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方式に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 支払方法

ア 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

イ 契約金額の支払方法

(ア) 受注者は、各月の業務が完了したときは、直ちに9(1)イ(ウ)項に示す月例報告書をもってその旨を原子力規制庁に通知する。原子力規制庁は納入品及びその内容について9(1)エ項に示す実施責任者が指名した者が、別紙第5「仕様書」に定めたとおりの作業が行われたことを確認した後、各月ごとに所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、原子力規制庁は受注者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(イ) 受注者は、各月ごとの業務完了後、支払請求書を原子力規制庁に提出し、原子力規制庁は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に対価を受注者に支払うものとする。

(ウ) 原子力規制庁が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し

財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(5) 費用負担等に関するその他の留意事項

ア 消耗品

(ア) 本業務を行う上で受注者が使用する(イ)項に定める消耗品については、原子力規制庁の負担とし、受注者からの請求に応じ支給するものとする。

(イ) 本業務を行う上で支給する消耗品

a カラープリンタ用トナーカートリッジ

b 広幅複写機用トナーカートリッジ

c リモコン等の電池

d 点検に必要な用紙

イ 光熱水費

原子力規制庁は、受注者が本業務を実施するのに必要な電気・水の使用を無償とする。

ウ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には原子力規制庁が負担し、それ以外の法令変更については受注者が負担する。

(ア) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設。

(イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更。(税率の変更含む。)

(ウ) 上記(ア)、(イ)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更。(税率の変更を含む。)

エ 「緊急時支援」及び「地震発生時の設備点検」において別途清算する費用は、契約時の人件費単価に基づき、原子力規制庁と受注者との間で協議の上、緊急時清算単価表を作成して契約し、この緊急時清算単価表により清算するものとする。

(6) 契約担当官等の所属する部局の名称

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官

3 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く)に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

- (4) 原子力規制庁における役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 単独で業務を担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者は構成企業として参加するものとする。また、共同事業体の構成企業は、他の共同事業体の構成企業になること又は単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- (8) 本業務の実施に当たり必要な入札参加資格
- 以下の条件を満たすことを証明する適合証明書を作成して別途定める期限内に原子力規制庁に提出し、原子力規制庁における審査の結果、合格と判断したものに交付される証明書を提出するもの。
- ア 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- イ 本作業の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。
- (ア) 本業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。
- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・作業実施体制が明確となっていること。（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）
- (イ) 品質管理の具体的な方策
- 本業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。
- ウ 営業時間内において、設備不具合発生時に連絡後2時間以内にオフサイトセンターへ参集できる場所に勤務場所があること。ここでいう勤務場所とは、不具合対応に当たる要員が通常勤務している事務所等のことをいう。
- エ 原子力施設の事故、大規模地震等発生時に、交通機関等の障害がない限り、発生後から2時間以内に少なくともTV会議システム等を立ち上げることが可能な緊急時支援要員5名以上が参集できること。
- オ 共同事業体を構成する場合は、共同事業体結成に関する協定書等を提出すること。
- カ 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。

キ 本業務の実施に当たり、その一部について委任又は下請負を行う場合は以下の書類を提出すること。

- (ア) 委任又は下請負先の住所・名称
- (イ) 委任又は下請負先に委託する業務の範囲
- (ウ) 委任又は下請負を行うことの合理性及び必要性
- (エ) 委任又は下請負先の業務履行能力及び報告徴収その他業務管理の方法

ク 記述書式等については別紙第1「適合証明書記述様式」を参照すること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- ア 入札公告 : 平成28年12月下旬ころ
- イ 入札説明会 : 平成29年1月中旬ころ
- ウ 質問受付期限 : 平成29年1月下旬ころ
- エ 適合証明書提出期限 : 平成29年2月上旬ころ
- オ 適合証明書の審査 : 平成29年2月中旬ころ
- カ 入札・開札 : 平成29年2月下旬ころ
- キ 契約締結 : 平成29年4月1日

(2) 入札実施手続

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、入札公告で定める期限までの間、原子力規制庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び原子力規制庁からの回答は原則として入札説明会参加者及び質問者の全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日と方法により、原子力規制庁まで提出すること。

(ア) 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の108分の100に相当する金額）を記した書類。

(イ) 適合証明書

別紙第1「適合証明書記述様式」に示す、本業務実施に当たり受注者の資格等の基準を満たすことを証明する書類。

ウ 開札に当たっての留意事項

別紙第2「原子力規制委員会原子力規制庁入札心得」による。

- 6 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定の決定に関する事項
本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は最低価格落札方式によるものとする。
- (1) 落札者を決定するための評価の基準
入札において最低価格を提示したものとする。
- (2) 落札者の決定及び初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置
別紙第2「原子力規制委員会原子力規制庁入札心得」による。
- 7 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (1) 開示情報
本業務に関して以下の情報は、別紙第3「従来の実施状況に関する情報の開示」の通り開示する。
- ア 従来の実施に要した経費
イ 従来の実施に要した人員
ウ 従来の実施に要した施設及び設備
エ 従来の実施における目的の達成の程度
オ 従来の実施方法等
- (2) 資料の閲覧
ア 前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。
イ 民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、原子力規制庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するように努めるものとする。
- 8 本業務の受注者に使用させることができる国の物品に関する事項
- (1) 使用施設
2(1)ア項に定める対象施設
- (2) 使用財産等
本業務受注者が使用できる国の物品は、別紙第4「資産リスト」のとおり。
- 9 本業務の受注者が、業務を実施するに当たり、原子力規制庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の本業務の適性かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項
- (1) 受注者が原子力規制庁に対して報告すべき事項
ア 計画書等の作成と提出
(ア) 受注者は各年度の業務開始日までに実施体制表（情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を含む）、年間作業計画書及び保守点検施行要領書を作成し、原

子力規制庁に提出すること。

- (イ) 受注者は、毎月の業務開始日までに月例点検の詳細日程を示した月間作業計画書を作成し、原子力規制庁に提出すること。
- (ウ) 受注者は、作業日の1週間前までに作業期間、作業内容及び作業員名等を記した作業届を作成し、原子力規制庁に提出すること。

イ 報告書の作成と提出

- (ア) 受注者は、不具合発生時に不具合内容を記した不具合管理票を作成し、原子力規制庁に提出すること。
- (イ) 受注者は、翌月別途原子力規制庁の指定する日までに該当月の不具合対応の進捗状況を記載した不具合管理調査表を作成し、原子力規制庁に提出すること。
- (ウ) 受注者は、毎月の作業終了翌月の10日までに、月例点検等の作業内容を記載した月例報告書を作成し、原子力規制庁に提出すること。ただし、各年度の3月分の月例報告書は、当該年度の3月末までに提出すること。
- (エ) 受注者は、各年度末までに、契約で定めた業務内容に対する業務報告書（本業務で実施した情報セキュリティ対策の報告を含む）を作成し、原子力規制庁に提出すること。

ウ 各計画書等及び報告書の記載方法については仕様書を参照すること。

エ 国の検査・監督体制

- (ア) 受注者は、原子力規制庁が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- (イ) 受注者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。
 - a 実施責任者
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長
 - b 実施担当者
実施責任者が指定する者。
 - c 検収員
本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (ウ) 原子力規制庁は、いつでも受注者に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、受注者の事務所等において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(2) 原子力規制庁による調査への協力

原子力規制庁は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受注者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする原子力規制庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

業務実施期間中の原子力規制庁からの連絡や指示については以下の者が担当する。

ア 実施担当者

イ 本業務実施場所となるオフサイトセンターを管轄する原子力規制庁原子力規制事務所に所属する原子力防災専門官等。

(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 受注者は、本業務による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

イ 受注者は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

ウ 受注者は、本業務に関して原子力規制庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の規定がある。

エ 受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(ア) 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について実施担当者に書面で提出すること。

(イ) 受注者は、実施担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受注者が作成する情報については、実施担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(ウ) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて実施担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(エ) 受注者は、実施担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、実施担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(オ) 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を原子力規制庁に報告すること。

(カ) その他、原子力規制庁情報セキュリティポリシーによる。

(<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>)

(5) 契約に基づき受注者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 業務の開始

受注者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 業務の中止

受注者は、やむを得ない理由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ原子力規制庁の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

受注者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

エ 法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本事業を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡

(ア) 受注者は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を原子力規制庁の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(イ) 受注者が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、原子力規制庁に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、原子力規制庁は次の各号に掲げ

る事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、受注者から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が原子力規制庁に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- a 原子力規制庁は、承諾の時に於いて本契約上受注者に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- b 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- c 原子力規制庁は、受注者による債権譲渡後も、受注者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら受注者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- (ウ) (ア)項ただし書に基づいて受注者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、原子力規制庁が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、原子力規制庁が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

ク 権利義務の帰属等

- (ア) 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (イ) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁の承認を受けなければならない。
- (ウ) 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

ケ 契約によらない自らの事業の禁止

受注者は、本業務の対象施設において、原子力規制庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は原子力規制庁以外の者との契約（原子力規制庁との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

コ 個人情報の取扱い

- (ア) 受注者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は原子力規制庁以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。
- (イ) 受注者は、原子力規制庁から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもつ

て取り扱う義務を負うものとする。

- (ウ) 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に原子力規制庁の承認を得た場合は、この限りでない。
 - a 原子力規制庁から預託を受けた個人情報を第三者（サ(カ)項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - b 原子力規制庁から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- (エ) 受注者は、原子力規制庁から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (オ) 原子力規制庁は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、等において、原子力規制庁が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- (カ) 受注者は、原子力規制庁から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに原子力規制庁に返還するものとする。ただし、原子力規制庁が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- (キ) 受注者は、原子力規制庁から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、原子力規制庁に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (ク) (イ)項及び(ウ)項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

サ 委任又は下請負の取扱い

- (ア) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して第三者に委任し、又は下請負を行わせてはならない。ただし、その一部について第三者に委任し、又は下請負を行う場合には、書面により原子力規制庁の承認を受けなければならない。なお、その場合、受注者は、この契約を遵守するために必要な事項について、委任又は下請負先と書面で約定しなければならない。
- (イ) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について委任又は下請負を行う場合は、原則としてあらかじめ適合証明書において、委任又は下請負に関する事項（委任又は下請負先の住所・名称、委任又は下請負先に委託する業務の範囲、委任又は下請負を行うことの合理性及び必要性、委任又は下請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情によりその一部について委任又は下請負を行う場合には、委任又は下請負に関する事項を明らかにした上で書面により原子力規制庁の承認を受けなければならない。
- (エ) 受注者は、上記(イ)及び(ウ)項により委任又は下請負を行う場合には委任又は下請負先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 委任又は下請負先は、上記の9(4)項「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」

及び9(5)項「契約に基づき受注者が講ずべき措置」のイからコ項までに掲げる事項については受注者と同様の義務を負うものとする。

- (カ) 受注者が委任又は下請負先に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、委任又は下請負先の責めに帰すべき事由については、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。本項に基づく受注者の責任は本業務終了後も有効に存続する。
- (キ) 受注者は、本業務に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）がセ(ク)項に規定する要件に該当する解除対象者（以下解除対象者という。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

シ 契約内容の変更

受注者及び原子力規制庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

ス 設備更新等における受注者への措置

原子力規制庁は、次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) 設備を更新、撤去又は新設するとき。
- (イ) 法令改正、設備の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき。

セ 契約解除

原子力規制庁は、受注者が次のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正行為により落札者となったとき。
- (イ) 法第14条第2項第3号若しくは法第15条において準用する法第10条の規定（第11号を除く）により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (ウ) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになり、原子力規制庁がこれを認めたとき。
- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (オ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし

たとき。

- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (キ) 受注者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ク) 別紙第2「原子力規制委員会原子力規制庁入札心得」の(別記)「暴力団排除に関する誓約事項」1(1)「契約の相手方として不適当な者」に該当すると認められるとき。
- (ケ) 原子力規制庁は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
- (コ) 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (サ) 本業務の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (シ) 談合等の不正行為
 - a 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の(a)項から(c)項までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (a) 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - (b) 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - (c) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
 - b 本契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
 - c 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき
- ソ 契約解除時の取扱い
 - (ア) 契約解除時の請負業務の対価及び費用の支払
 - a 上記セ項に該当し、契約を解除した場合には、原子力規制庁は受注者に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
 - b 原子力規制庁は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を受注者に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。
 - (イ) 契約解除時の違約金と本業務の終了
 - 上記セ項に該当し、契約を解除した場合、受注者は、契約金額から消費税及び地

方消費税に相当する金額並びに上記(ア)項の請負業務の対価及び費用を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として原子力規制庁が指定する期日までに納付するとともに、原子力規制庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

原子力規制庁は、受注者が前項の規定による金額を原子力規制庁の指定する期日までに支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

a 原子力規制庁は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、原子力規制庁から受注者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1ヵ年とする。

b 談合等の不正行為による損害の賠償

(a) 受注者が、本契約に関し、セ(シ) a 項の(a)項から(c)項までのいずれかに該当したときは、原子力規制庁が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、原子力規制庁が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として原子力規制庁の指定する期間内に支払わなければならない。

(b) 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

(c) (a)項に規定する場合において、受注者が事業者団体であり、既に解散しているときは、原子力規制庁は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(d) (a)項の規定は、原子力規制庁に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、原子力規制庁がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(e) 受注者が、(a)項の違約金及び前項の損害賠償金を原子力規制庁が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、(ウ)項に定める延滞金を原子力規制庁に支払わなければならない。

c セ(ク)項又は(ケ)項に基づき契約を解除した場合の損害賠償

(a) 原子力規制庁は、契約解除により受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(b) 受注者は、契約解除により原子力規制庁に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(c) 受注者が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、原子力規制庁が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、原子力規制庁が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として原子力規制庁の指定する期間内に支払わなければならない。

(d) b項(b)項から(e)項までの規定は、(a)項を(c)項に読み替えてc項においても適用するものとする。

(オ) 談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出

受注者は、セ(シ) a項の(a)項から(c)項までのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを原子力規制庁に提出しなければならない。

a 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

b 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

c 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

タ 不可抗力免責

受注者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

チ かし担保責任

(ア) 原子力規制庁は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

(イ) 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1ヵ年とする。

(ウ) 受注者が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、原子力規制庁は、受注者の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

ツ 紛争の解決方法及び契約の解釈

(ア) 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、原子力規制庁と受注者との協議により、何時でも変更することができるものとする。

(イ) 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、原子力規制庁と受注者との協議により決定するものとする。

テ 受注者は、原子力規制庁が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

ト 不当介入に関する通報・報告

受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を原子力規制庁に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

- 10 本業務の受注者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任（国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 9 条第 2 項第 12 号又は第 14 条第 2 項第 10 号）

本契約を履行するに当たり、受注者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 受注者に対する求償

原子力規制庁が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、原子力規制庁は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、原子力規制庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 原子力規制庁に対する求償

受注者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について原子力規制庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は、原子力規制庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

受注者が本契約に違反したことによって、又は受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって原子力規制庁に損害を与えたときは、受注者は原子力規制庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- 11 本業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 9 条第 2 項第 13 号又は第 14 条第 2 項第 11 号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

原子力規制庁は、総務大臣が行う評価の時期（平成 33 年 5 月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 33 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

原子力規制庁は、受注者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

ア 原子力規制庁は9(1)イ項の報告内容について確認する。

イ 原子力規制庁は2(2)イ(ア) b項に示す受注者の習熟度レベルを毎年立会する月例点検時に確認する。

(3) 調査項目

ア 9(1)イ項の受注者が原子力規制庁に対して報告すべき事項。

イ 別紙第6「原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル」に示す習熟度レベルにある人員数。

(4) 実施状況等の提出

原子力規制庁は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成33年4月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

12 その他本業務の実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の官民競争入札等監理委員会への報告

原子力規制庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 主な受注者の責務等

ア 受注者の責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 法第55号の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

エ 法第56号の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について

受注者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は原子力規制庁を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたり

することがある。

カ 本業務の実施に関し、受注者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、受注者はそのための措置を講ずること。

キ 本実施要項に記載されていない事項、又は本実施要項について疑義が生じた場合は、原子力規制庁と適宜協議を行うものとする。

(3) 評価委員会の開催

原子力規制庁は、本業務の実施状況の評価を行うに当たり、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長を委員長とする評価委員会を開催することとする。

適合証明書記述様式

平成 29～33 年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務を提供するに当たり、以下の様式で適合証明書を提出すること。

様式 1 及び 2 の型式で、適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課に提出する。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正 1 部及び副 1 部を提出すること。

また、適合証明書等を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別に示す期日までに文書（メール、FAX も可）で原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課に提出すること。

(様式1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

「平成29～33年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務」の入札に関し、応札者の条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、原子力規制委員会原子力規制庁の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

*回答欄には○又は×を記載すること。

条 件	回答*	資料No.
1 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。 ・格付け_____（格付けを記入すること。）		
2 本作業の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。		
(1) 品質管理体制 本業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。 ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。 ・作業実施体制が明確となっていること。（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）		
(2) 品質管理の具体的な方策 本業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。		
3 設備不具合発生時に、連絡後2時間以内にオフサイトセンターへ参集できる場所に勤務場所があること。ここでいう勤務場所とは、不具合対応に当たる要員が通常勤務している事務所等のことをいう。 ・事務所等所在地 _____ ・オフサイトセンターへの参集手段、距離及び時間： 手段：_____ 距離：_____ km 時間：約_____ 分		
4 原子力施設の事故、大規模地震等発生時に、交通機関等の障害がない限り、発生後から2時間以内に少なくともTV会議システム等を立ち上げることが可能な緊急時支援要員5名以上が参集できること。		
5 共同事業体を構成する場合は、共同事業体結成に関する協定書等を提出すること。		
6 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
7 本業務の実施に当たり、その一部について委任又は下請負を行う場合は以下の書類を提出すること。 (1) 委任又は下請負先の住所・名称 (2) 委任又は下請負先に委託する業務の範囲 (3) 委任又は下請負を行うことの合理性及び必要性 (4) 委任又は下請負先の業務履行能力及び報告徴収その他業務管理の方法		

適合証明書に対する照会先

住 所：

会 社 名：

所属部署：

担当者名：

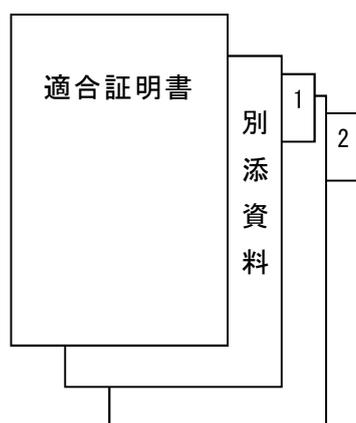
電話番号：

FAX番号：

E-Mail：

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を直接提出しなければならない。

5 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

らない。

7 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8 代理等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9 条件付きの入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満了することを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

15 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、この場合において、入札者又はその代理人の全てが立合っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

16 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復)代理人役職・氏名

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、

(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表者印は不要(委任状は必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成29～33年度茨城県原子力オフサイトセンターの
通信設備等維持管理業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成 29 ～ 33 年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成 29 ~ 33 年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務の入札に関する一切の件

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した費用			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度*4
人件費等*1	14,763,690	¥14,181,882	¥14,181,882
その他経費*2	¥2,175,310	¥0	¥0
合計*3	¥16,939,000	¥14,181,882	¥14,181,882

(注記事項)

*1：人件費等には一般管理費が含まれている。
 *2：平成26年度までの契約にはその他経費（材料費、放射線測定器校正費等）が含まれていたが、本実施要項に基づく契約においては含まれない。
 *3：契約金額（合計）は消費税等を含まない。
 *4：平成28年度は契約金額を示す。

2 従来の実施に要した人員			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度*2
従事者 (名)	延べ:347人日 (月例点検等:179人日 運用支援:168人日)	延べ:326.6人日 (月例点検等:160.3人日 運用支援:166.3人日)	延べ:326.6人日 (月例点検等:160.3人日 運用支援:166.3人日)
	月平均29人日 (月例点検等: 7.5人/日×2日/月 運用支援: 2.8人/日×5日/月)	月平均27人日 (月例点検等: 6.7人/日×2日/月 運用支援: 2.8人/日×5日/月)	月平均27人日 (月例点検等: 6.7人/日×2日/月 運用支援: 2.8人/日×5日/月)

*1：平成28年度までの契約には運用支援業務が含まれているが、本実施要項に基づく契約においては含まれない。
 *2：平成28年度は契約時の推定人数を示す。
 (業務従事者に求められる知識・経験等)

(1) 取扱説明書に基づき、以下の設備の基礎的な操作が実施できること。
 ア TV会議システムの会議呼出・接続、カメラ位置変更・登録、録画・再生、TV会議表示画面の切替、情報配信、音量調整、会議終了等の操作。
 イ 情報配信設備により情報配信の実施。
 ウ 広報カメラシステムのカメラ切り替え、画面操作。
 エ 気象情報システムの主要情報表示、印刷。
 オ ノートPCのメール送受信、ワード・エクセルの簡単な操作と印刷、pdf作成等の操作。
 カ 電話・FAXの発信及び受信、電話番号等登録操作。
 キ ノートPCを使用したTV会議の接続、終了。
 ク 固定衛星通信システム、車載衛星電話の接続、終了。
 ケ 一斉招集連絡システムによる呼集操作、データベース更新。

(2) 業務の繁閑の状況とその対応

区 分		基準頻度 (回/年)	基準単位所要 日数 (日/回)	備 考
月 例 点 検	規制庁立会なし	11	2	
	規制庁立会あり	1	3	
	月例点検準備 ・ 報告作成	12	1	
不具合対応		1※	3	
調 査 ・ 立 会	計画停電対応	1	1	
	データベース更新	1	1	
緊 急 参 集	原子力緊急事態	0	0	平成 24 年 以降
	地震対応	0	0	同上

※平成 26、27 年度の実績による。ただし、他オフサイトセンターの平均不具合発生頻度は 5 年間の統計で 6 回/年である。

3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 施設

ア 施設名称

茨城県原子力オフサイトセンター

イ 使用場所

(ア) 全体会議室

(イ) 倉庫、屋上等

(ウ) 予備室

(エ) 原子力規制事務所

ウ 使用面積

約 1,000 m²

(2) 設備及び主要な物品

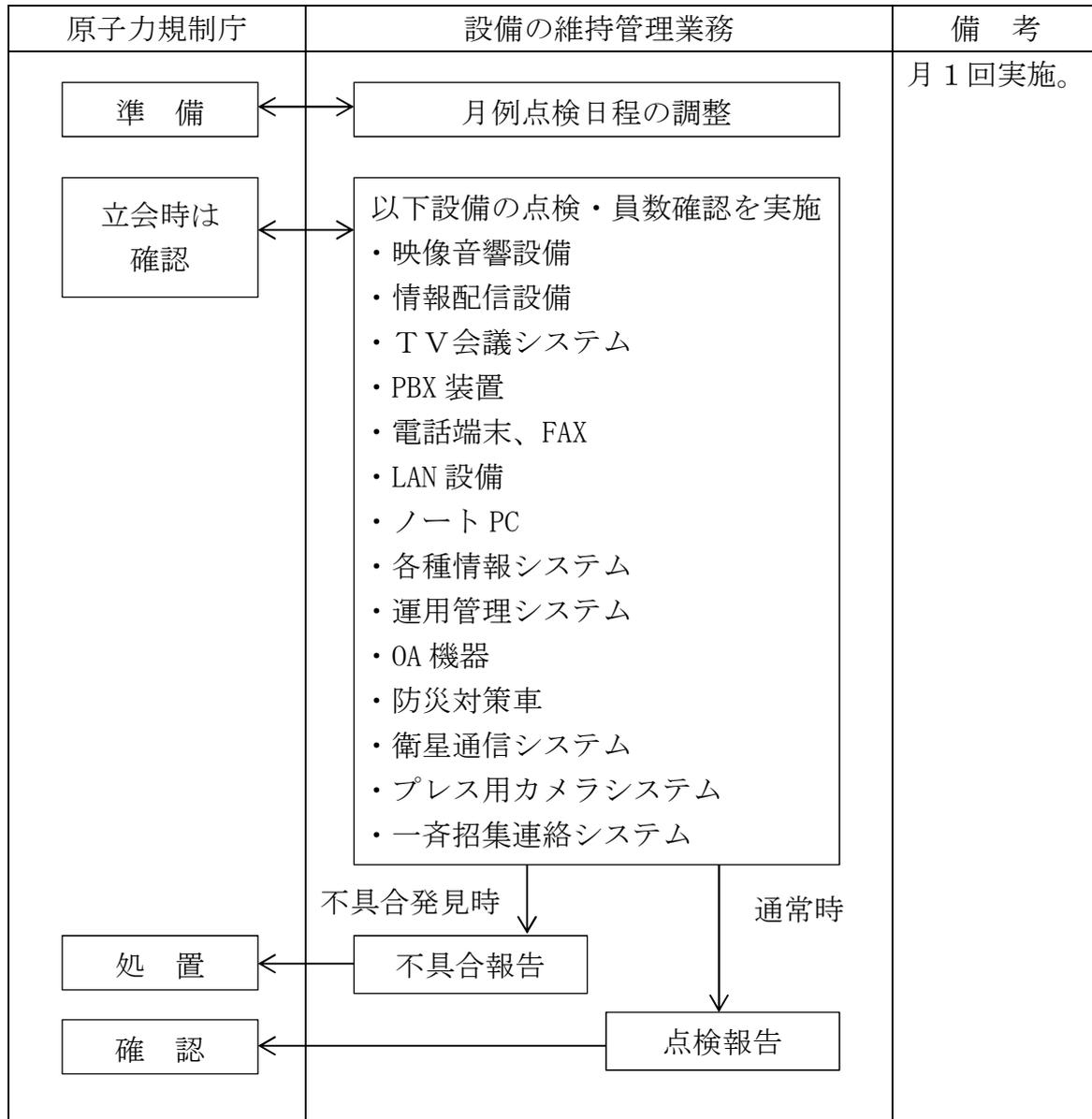
業務を実施するため、別紙第 4「資産リスト」に示す物品及び、別紙第 5「仕様書」のうち設備点検仕様書に示す物品を無償で貸与する。

4 従来の実施における目的の達成の程度							
		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
月例点検	設備点検仕様書 記載項目の点検	全て実施	実施済	全て実施	実施済	全て実施	—
	助勢技術レ ベル	基準達成	達成を 確認	基準達成	達成を 確認	基準達成	—
不具合対応		全部に対応	対応完 了	全部に対応	対応完了	全部に対応	—
調査・ 立会	計画停電 対応	対応実施	対応完 了	対応実施	対応完了	対応実施	—
	データベース 更新	対応実施	対応完 了	対応実施	対応完了	対応実施	

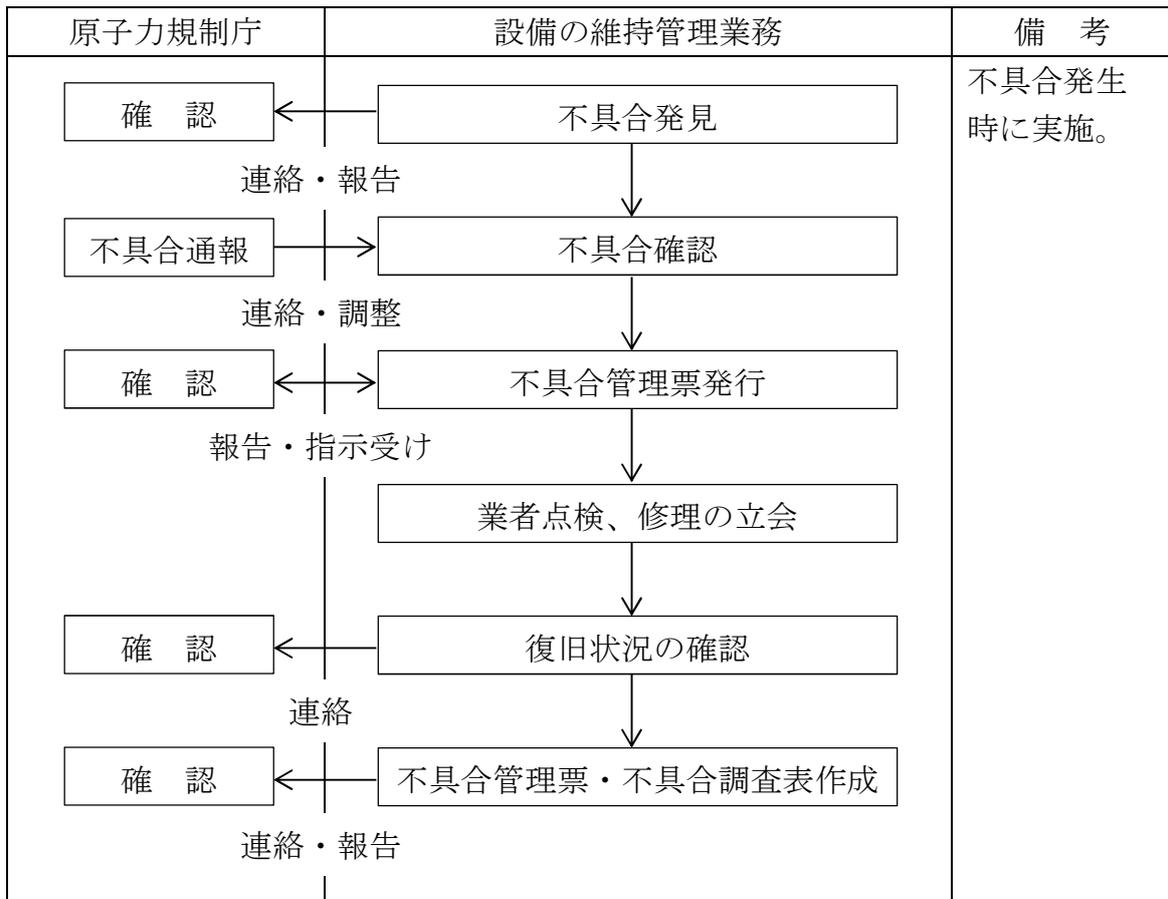
5 従来の実施方法等	
(1) 業務フロー	付紙第 1 「業務フロー図」
(2) 組織図	付紙第 2 「組織図」

業務フロー

1 月例点検

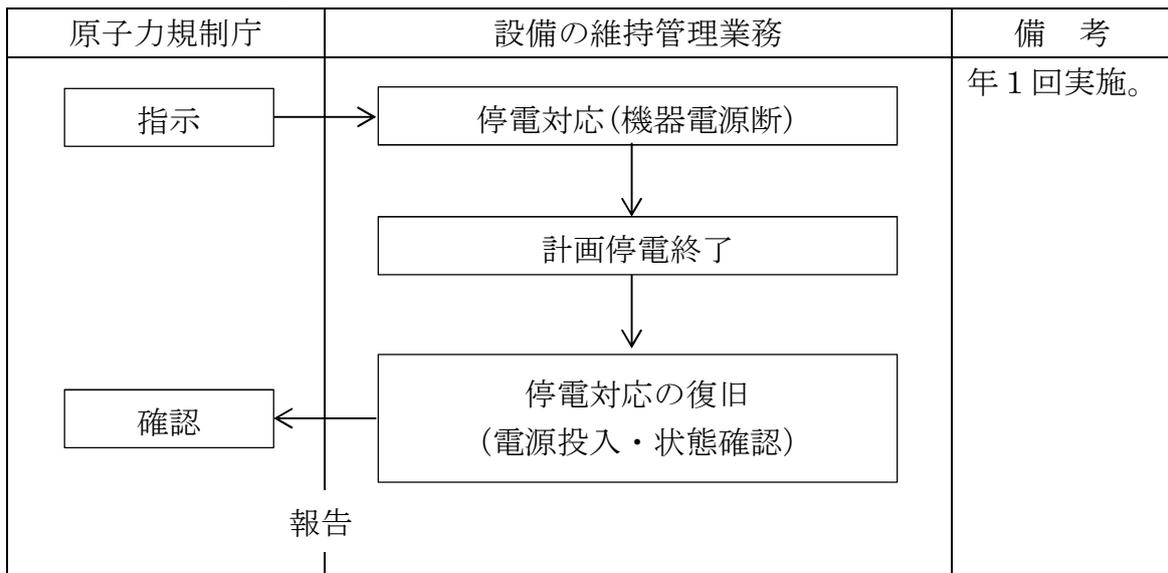


2 不具合手続対応等



3 調査、立会

(1) 計画停電に伴う設備停止及び起動業務



(2) データベース更新

原子力規制庁	設備の維持管理業務	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">原子力規制 事務所防災 専門官</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子力規制 事務所防災 専門官</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">一斉招集システムのデータベース 更新</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">更新完了</div>	備考 年1回実施。

指示 (from top to middle)
報告 (from middle to bottom)

4 緊急時支援

原子力規制庁	設備の維持管理業務	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">原子力規制 事務所防災 専門官</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">確認</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">オフサイトセンターに参集</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">TV会議システム等の立ち上げ</div>	備考 原子力施設の事故等発生時。

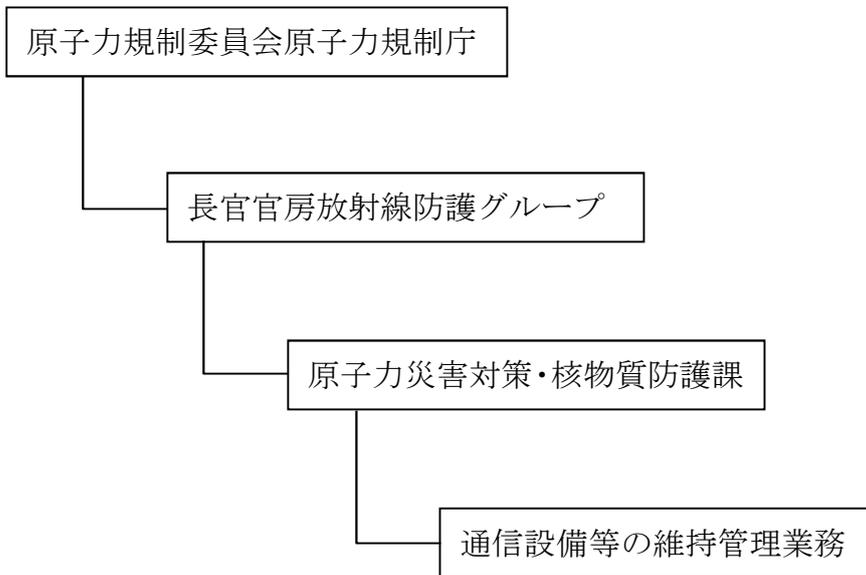
指示 (from top to middle)
報告 (from middle to bottom)

5 地震発生時の設備点検

原子力規制庁	設備の維持管理業務	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">原子力規制 事務所防災 専門官</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子力規制 事務所防災 専門官</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">オフサイトセンターに参集</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">オフサイトセンター設備の 健全性の点検確認</div>	備考 特定地域内の特定震度以上の地震発生時。

指示 (from top to middle)
報告 (from middle to bottom)

原子力規制庁組織図（本業務の関連範囲）



茨城地区 資産リスト

茨城県原子力カオフサイトセンター

2016/4/19

【 固定資産 】

①防災対策車

場所コード	固定資産番号	枝番	枝番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
021	9001011	~		防災対策車	コック (エクストレイルNo.1)	日産自動車販売	平成27年3月	茨城県原子力カオフサイトセンター	防災対策車	台	1	管理番号ラベルなし
					車載衛星電話 (No.1)					台	1	管理番号ラベルなし
021		~		防災対策車	コック (エクストレイルNo.2)	日産自動車販売	平成28年2月	茨城県原子力カオフサイトセンター	防災対策車	台	1	管理番号ラベルなし
					車載衛星電話 (No.2)					台	1	管理番号ラベルなし

②NW拡充及び衛星通信システム

場所コード	固定資産番号	枝番	枝番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
171	1041001			衛星通信システム	固定衛星通信設備	NTTコミュニケーションズ*	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター		式	1	
				内訳	VSAT-TYPE3	NTTコミュニケーションズ*	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	衛星アンテナ、衛星屋内装置 (IDU, ODU)	式	1	小番: 01
					19インチラック	NTTコミュニケーションズ*	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	HK-280 (HNS社製)	台	1	小番: 02
					NW拡充及び固定衛星通信 (防災通信設備)	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター		式	1	
					電話端末IV型	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SS-17082 (改)	台	7	小番: 01~07
					FAX I 型	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	MFX-2870 (改)	台	1	小番: 08
				内訳	レイヤ2スイッチV	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SR-S224PS1	台	1	小番: 09
					ルータ	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SI-R220C V35	台	1	小番: 10
					切替スイッチ	富士通	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	LD-DATABL00K01	台	1	小番: 11
171	1043001			NW拡充及び衛星通信システム	NW拡充及び固定衛星通信 (防災情報設備)	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター		式	1	
				内訳	衛星ルータB	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	UNIVERGE 1X2105	台	1	小番: 01
					WAN高速化装置B	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	Steelhead 250-L	台	1	小番: 02
					地上系切断器	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SWJ100A	台	1	小番: 03
					地域系NW切断器	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SWJ100A	台	1	小番: 04
					衛星系接続器	日本電気	平成25年3月31日	茨城県原子力カオフサイトセンター	SWJ100A	台	1	小番: 05
				衛星通信システム	衛星携帯電話			茨城県原子力カオフサイトセンター		セット	1	

③受電分電盤

場所コード	固定資産番号	枝番	枝番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
171	5001001			受電分電盤	電源車用高圧受口盤	南海電設	平成25年2月28日	茨城県原子力カオフサイトセンター		式	1	
				内訳	電源受電用分電盤	南海電設	平成25年2月28日	茨城県原子力カオフサイトセンター		台	1	
					屋内型自立盤	南海電設	平成25年2月28日	茨城県原子力カオフサイトセンター		台	1	

④情報表示端末

場所コード	固定資産番号	枝番	枝番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
171		~		情報表示端末			平成27年3月30日	茨城県原子力カオフサイトセンター	パーソナルコンピュータ	台	1	平成27年度追加 (資産管理ラベルなし)

茨城県原子力カオフサイトセンター

2016/4/19

【 備 品 】

① TV会議システム

機種コード	備品管理番号	技番	設備名	装置名称	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
1711072062	91	TV会議システム	TFS-1506M-NGY、CK-220C-GY	日立製作所	平成14年3月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	TV会議用什器(全体会議用)	脚	30		
1711072092	99	TV会議システム	TRN型、CK-220C-GY	日立製作所	平成14年3月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	TV会議用什器(現地最高決定会議用)	脚	8		
1711072101	08	TV会議システム	TRN型、CK-220C-GY	日立製作所	平成14年3月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	TV会議用什器(現地最高決定会議用)	脚	8		

② 什器

機種コード	備品管理番号	技番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
1711016501			什器	什器	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	什器	式	1	
			会議用机	KOKUYO KT-PS189-C	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	会議用机	台	4	
			会議用椅子	KOKUYO CR-G830-F4-W	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	会議用椅子	脚	8	
			執務用机	KOKUYO SD-MXE167L-Y3	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	執務用机	台	1	
			執務用机	KOKUYO SD-MXE147LCF11	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	執務用机	台	1	
			執務用椅子	KOKUYO SD-BD277LMN	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	執務用椅子	台	11	
			執務用椅子	KOKUYO CR-G831-F4-W	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	執務用椅子	脚	1	
			折りたたみ机	KOKUYO KT-S181-F1-C	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	折りたたみ机	台	74	
			スタック椅子	KOKUYO CY-550-N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スタック椅子	脚	231	
			スタック椅子(テーブル付)	KOKUYO CY-580-N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スタック椅子(テーブル付)	脚	30	
			スクリーン	KOKUYO CYE-503	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	30	
			スクリーン	KOKUYO CP-1PS1	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	3	
			スクリーン	KOKUYO BWA-S51FIN	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	22	
			スクリーン	KOKUYO BWA-B1F4	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	11	
			スクリーン	KOKUYO HT-DV10-F23	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	16	
			スクリーン	KOKUYO HT-DVTP-F3N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	16	
			スクリーン	KOKUYO HT-DVW-F3	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	16	
			スクリーン	KOKUYO HT-DVA-F2N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	16	
			スクリーン	KOKUYO SN-SP153	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	3	
			スクリーン	KOKUYO S-325G-F1	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	4	
			スクリーン	KOKUYO S-345-F1	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	4	
			スクリーン	KOKUYO S-314B-F4	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	4	
			スクリーン	KOKUYO US-A163	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	1	
			スクリーン	KOKUYO 4-R11	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	6	
			スクリーン	KOKUYO DK-21-F2	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	2	
			スクリーン	KOKUYO SS-300-F1-N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	3	
			スクリーン	KOKUYO TT-86-N	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	1	
			スクリーン	KOKUYO GB-S3-FIN	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	14	
			スクリーン	KOKUYO TK-P10	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	1	
			スクリーン	KOKUYO SP-35NN	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	脚	1	
			スクリーン	KOKUYO HS-S10K-4T	茂木事務機	平成14年2月13日	茨城県原子力カオフサイトセンター	スクリーン	台	1	

③ H14年度取得備品

機種コード	備品管理番号	技番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
1711026801	04	トラランシーバ	トラランシーバ	(株)システム情報企画	平成15年3月25日	茨城県原子力カオフサイトセンター	トラランシーバ	台	4		

④ H15年度取得備品

機種コード	備品管理番号	技番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
1711035601			防炎準備システム追加備品	事務用品	オフィックス	平成16年2月10日	茨城県原子力カオフサイトセンター	デジタルカメラ	台	1	

⑤ 気象システム

機種コード	備品管理番号	技番	設備名	品名	製作者・取得先	取得年月日	保管場所	摘要	単位	数量	備考
1711070705			気象情報	NSD-088 NSA-S08	(財)日本気象協会	平成14年3月1日	茨城県原子力カオフサイトセンター	設置卓	台	1	H26/2/25資産から備品へ

仕 様 書

1 契約件名

平成29～33年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務

2 目的

本契約の目的は、実用炉等において緊急事態が発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施できるよう、オフサイトセンターにおける通信設備の月例点検及び不具合手続対応等及び調査・立会支援を行うものである。

3 実施項目

実施する業務は次のとおりとする。項目、設備点検内容、設備構成機器リストの詳細については「設備点検仕様書」（添付資料-1）に示す。必要に応じ、業務開始までに前年度業務受注者から業務引継ぎを行うこと。

3. 1 平成29年度実施内容

(1) 月例点検

オフサイトセンターに整備されている各設備の員数確認、清掃、起動確認等の月例点検（各種法令に基づく定期点検を含む。）を、月1回実施すること。消耗品の交換・補充が必要になった場合は、速やかに交換・補充をするとともに、消耗品の在庫管理を実施して不足が生じないよう適正な予備品を保有しておくこと。消耗品は別途支給する。消耗品リストを添付資料-2に示す。原子力規制庁との清算は、毎月原子力規制庁へ提出する月例報告書及び費用実績報告書（領収書）の確認により行う。

月例点検の内、年1回は原子力規制庁の立会いの下で点検を実施すること。

各設備の員数は、添付資料-4「各設備補助リスト」参照。

(2) 不具合手続対応等

オフサイトセンター設備の不具合発生時には、不具合の調査・点検・調整等を実施するとともに、修理完了後の復旧確認を行うこと。設備点検修理のために各設備・機器等をオフサイトセンターの外に持出す場合は、添付資料-3に記載されている様式に従って、物品預り書を原子力規制庁に提出すること。設備不具合発生時、修理完了後の復旧確認は原子力規制庁が別途指示する「不具合管理票」を作成し報告すること。また原子力規制庁が別途指示する「不具合管理調査表」を作成し、常に不具合対応の進捗状況を把握するとともに、原子力規制庁が指定した日に提出すること。ただし設備点検の結果、修理が必要となった場合、その修理業務は、本契約の対象外とする。

(3) 調査、立会

オフサイトセンターの計画停電に伴う設備停止及び起動業務及び一斉招集システムのデータベース更新等を年1回実施すること。なお、作業の実施時期は原子力規制庁と協議のうえ実施する。

3. 2 平成30年度実施内容

平成29年度実施内容と同じ。

3. 3 平成31年度実施内容

平成29年度実施内容と同じ。

3. 4 平成32年度実施内容

平成29年度実施内容と同じ。

3. 5 平成33年度実施内容

平成29年度実施内容と同じ。

4 一般共通事項

4. 1 品質管理

設備点検に当たっては「保守点検施行要領書」を作成し、実施・確認項目に抜けがないようにすること。また、設備点検結果を記載した「設備点検記録」を作成すること。

4. 2 下請企業の選定

受注者が下請け企業を選定する際には、技術的能力、品質保証体制の整備状況等を確認するとともに、事前に実施体制表等必要な書類を原子力規制庁に提出し承諾を得ること。

4. 3 その他

点検対象設備が緊急時における対応のための設備であることを十分に考慮して、設備点検によるオフサイトセンターの機能停止期間を極力少なくした工程とすること。設備点検中に実用炉等にかかわる緊急事態等が発生した場合は、速やかに復旧すること。なお、月例点検、設備運用支援の各工程については、オフサイトセンターの他の業務との重複を避けるため、適宜、原子力防災専門官等及び原子力規制庁と協議して決定すること。

5 付帯事項

本設備点検業務受注者は下記支援要請があった場合は、これに応ずること。またその支援体制を確立しておくこと。その支援業務費用については別途清算するものとする。

5. 1 緊急時支援

原子力施設の事故、大規模地震等が発生して、緊急にオフサイトセンターの設備立ち上げ及び設備運用支援の要請が原子力規制庁や原子力防災専門官等からあった場合には、交通機関等の障害がない限り、2時間以内に少なくともTV会議システム等を立ち上げることの可能な緊急時支援要員5名以上が参集し、原子力防災専門官等の指示のもと、迅速なオフサイトセンターの設備立ち上げ及び設備運用に関する支援を行うこと。

5. 2 地震発生時の設備点検

- (1) 次項に定める気象庁発表の地域及び気象庁発表の地域に含まれる詳細地域において「震度5弱以上(気象庁発表)」の地震が発生した場合は、原子力規制事務所原子力防災専門官等に確認し、指示により設備の健全性の点検確認を速やかに実施してその結果を原子力規制庁に報告すること。

(2) 気象庁発表の各種区域等

ア 気象庁発表の緊急地震速報で用いる府県予報区の名称

茨城県北部、茨城県南部

イ 気象庁発表の緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称

ひたちなか市、那珂市、水戸市、東茨城郡(大洗町)、那珂郡(東海村)

東茨城郡(茨城町)、常陸太田市、日立市、鉾田市

(3) 細部は、添付資料ー5「地震発生時のオフサイトセンターの点検確認要領」による。

6 実施期間

自：平成29年 4月 1日

至：平成34年 3月31日

7 実施場所

実施場所は以下に示す場所とする。

- ・茨城県原子力オフサイトセンター
茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-12

8 実施責任者

(1) 発注者側

実施責任者 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房
放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長

(2) 受注者側

本作業を統括する実施責任者の役職、氏名を明示すること。
業務の実施体制を定め、実施体制表を届けること。

9 納入品目、数量、納入時期及び納入場所

9. 1 納入品目、数量等

納入品目、数量等は次表に記載する提出図書、部数、提出時期でありこの表に従うこと。
なお必要な様式等は別途指示する。

提出書類	部数	承認図書	提出時期	説明
実施体制表	2部	○	着手日、変更時	各組織及び責任者の主要業務を記載した体制表。
年間作業計画書	2部		着手日、変更時	年間の月例点検の日程を示したものの。
月間作業計画書	2部		作業実施前月末	月間の月例点検の詳細日程を示したものの。
作業届	2部		作業日の一週間前まで	作業期間、作業内容、作業者名等を記したものの(メールで可)。
保守点検施工要領書	2部	○	着手日、変更時	月例点検等の対象設備、設備点検方法、判断基準等を記したものの。
不具合管理票	1部		不具合発生時、完了時	不具合内容を記載したものの、復旧確認をしたものの(メールで可)。
不具合管理調査表	1部		規制庁の指示した日(月1回)	不具合対応の進捗状況を記載したものの(メールで可)。
月例報告書	2部		作業終了翌月10日まで※	月例点検等の作業内容および結果の報告(設備点検記録を含む)。
業務報告書	2部		各年度末	契約で要求された実施内容に対する成果の報告。

※ただし、3月分は当該年度末までとする。

9. 2 納入時期及び納入場所

(1) 納入時期

- ア 平成29年度分：平成30年3月31日
- イ 平成30年度分：平成31年3月31日
- ウ 平成31年度分：平成32年3月31日
- エ 平成32年度分：平成33年3月31日
- オ 平成33年度分：平成34年3月31日

(2) 納入場所

- ア 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
原子力災害対策・核物質防護課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
- イ 東海・大洗原子力規制事務所(2部提出する書類のうちの1部)
茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-12

1.0 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者側の実施責任者が指名した者が、本仕様書の「実施項目」の記載に基づき検査を行い、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、毎月の検収とする。

1.1 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- 1.1.1 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について実施担当者から書面で提出すること。
- 1.1.2 受注者は、実施担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受注者が作成する情報については、実施担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 1.1.3 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて実施担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 1.1.4 受注者は、実施担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、実施担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 1.1.5 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

以上

添付資料

- 添付資料－1 「設備点検仕様書」
- 添付資料－2 「消耗品リスト」
- 添付資料－3 「施設外物品持出し手続きについて」
- 添付資料－4 「各設備補助リスト」
- 添付資料－5 「地震発生時のオフサイトセンター等の点検確認要領」

設備点検仕様書（茨城地区）

1. 検査区分の記号の定義について

本設備点検仕様書は現場等にて実施する作業項目の詳細について記載したものであり、作業内容により受注者の現場代理人または作業責任者の確認のみで次の作業に進んでよいもの、実施担当者の確認を受けた後、次の作業に進んでよいものについて、検査区分の欄にて規定している。

検査区分の欄が「△」の項目については、受注者の現場代理人または作業責任者の確認のみで次の作業に進んでよいものとするが、作業終了後速やかに報告書または点検記録を原子力規制庁に提出し、その確認を受けた後、点検を完了したものとする。

検査区分の欄が「○」の項目については、受注者が現場にて実施担当者の確認を受け、次のステップに進んでよい旨指示を受けるものとするが、作業終了後速やかに報告書または点検記録を原子力規制庁に提出し、確認を受けた後、点検を完了したものとする。

本設備点検仕様書中、設備構成機器リスト、員数欄のOFCはオフサイトセンターを示す。

点 検 番 号
1 - 1

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(1)映像音響設備

項 目	点 検 内 容	検査区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源投入確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各機器及びケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。 (3) 各機器の起動確認を行う。 (4) 制御装置により映像チャンネルを選択、投影する。 (5) リモコン用乾電池は必要に応じ交換する。 (6) 文字表示装置編集PCのウイルス検出確認作業を行うこと。 注記 但し、別途指定する業者の定期点検時を除く年間10回実施すること。	△ △ △ △ △ △	消耗品は別途支給する。 操作手順書を別途開示する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	大型表示装置 (100型プロジェクター)	2	—	—	リース
2	中型表示装置 (65型)	1	—	—	リース
3	情報共有表示装置 (42型)	6	—	—	リース
4	広報班モニター (42型)	1	—	—	リース
5	館内放送操作卓	1式	—	—	リース
6	スピーカ(大)	4式	—	—	リース
7	スピーカ(小)	1式	—	—	リース
8	映像入力分配部	1式	—	—	リース
9	音声入力分配部	1式	—	—	リース
10	卓上マイク	30	—	—	リース
11	ワイヤレスマイク	3	—	—	リース
12	ピンマイク	1	—	—	リース
13	書画カメラ	1	—	—	リース
14	U/B増幅器 (ブースター)	1	—	—	リース
15	TV会議操作卓(全体会議)	1式	—	—	リース
16	TV会議操作卓(TV会議予備室)	1式	—	—	リース
17	映像音響制御サーバ	1	—	—	リース
18	映像音響操作端末	2	—	—	リース
19	HDD/BD/DVD録画再生機	9	—	—	リース
20	LEDデジタル時計	1	—	—	リース
21	—以下余白—				

点 検 番 号
1 - 2

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(2) 情報配信設備

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源投入確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各機器ケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。 (3) 各機器の起動確認を行う。 (4) 情報配信状況（全体→緊急時ネットワーク監視センター）の確認を行う。 (5) 映像操作端末のウイルス検出確認作業を行うこと。 注記 但し、別途指定する業者の定期点検時を除く年間10回実施すること。	△ △ △ △ △	操作手順書を別途開示する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	情報配信装置	1	—	—	リース
2	IPエンコーダ	1	—	—	リース
3	映像操作端末	1	—	—	リース
4	—以下余白—				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 3

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(3) テレビ会議システム

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源投入確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各機器及びケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。 (3) 各機器の起動確認を行う。 (4) オフサイトセンター（全体、予備）と緊急時ネットワーク監視センター間の接続を行い、地上系回線での映像、音声の状態確認を行う。 (5) TV会議操作端末のウイルス検出確認作業を行うこと。 注記 但し、別途指定する業者の定期点検時を除く年間10回実施すること。	△ △ △ △ △	操作手順書を別途開示する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	TV会議制御装置A(カメラを含む)	2式	—	—	リース
2	TV会議操作端末	2式	—	—	リース
3	—以下余白—				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 4

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(4)PBX装置

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各機器ケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。 (2) 各部の清掃を行う。 (3) 警報表示ランプが動作している場合、保守コンソールによる警報の動作の確認を行う。	△ △ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	IP-PBX装置Ⅱ型	1	—	—	リース
2	保守コンソール	1	—	—	リース
3	—以下余白—				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 5

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(5)電話端末

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各部の外観目視点検を行う。 (3) 2 端末間の通話確認を行う。(NTT回線を利用した動作試験は1台/オフサイトセンター×1回)	△ △ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	電話端末 I 型 (音声会議用電話)	9	—	—	リース
2	電話 II 型 (IP 電話)	81	—	—	リース(事務所含む)
3	電話 III 型 (アナログ電話)	8	—	—	リース
4	PHS 電話機	10	—	—	リース
5	PHS アンテナ	13	—	—	リース
6	電話 VI 型 (衛星電話)	8	—	—	資産
7	—以下余白—				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 6

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(6)FAX

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各部の外観目視点検を行う。 (3) 通信確認及び出力画質の確認を行う。 (4) 必要に応じてトナーカートリッジ等の交換を行う。 (5) FAXの時刻合せを行う。 (6) 必要に応じ用紙の補充を行なう。 注記 FAXのカウンター一覧を出力し、出力状況の確認を行うと共に、その一覧を別途指定する場所へFAX又はメール送信する。	△ △ △ △ △ △	別途支給する。 別途支給する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	IP-FAX装置	10	-	-	リース
2	IP-FAX装置 (衛星)	1	-	-	
3	-以下余白-				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 7

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(7)LAN設備

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各機器及びケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。	△ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	レイヤ2スイッチⅠ-48型	2	-	-	リース
2	レイヤ2スイッチⅡ型	17	-	-	リース
3	レイヤ2スイッチⅢ型	17	-	-	リース
4	レイヤ2スイッチⅣ型	4	-	-	リース
5	ルータⅡ型	1	-	-	リース
6	ファイアウォールⅠ型	1	-	-	リース
7	-以下余白-				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

点 検 番 号
1 - 8

点 検 名 称	回 数
月 例 点 検	月 1 回

(8) パーソナルコンピュータ

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各部の外観目視点検を行う。 (3) 起動確認を行う。 (4) ノートPC内のフォルダについて、年度ごとのフォルダを作成し、文書を格納しておく整理作業を行う。(毎月1/6実施) (5) 電子メール送受信確認を行う。(毎月1/12実施) (6) 一般系仮想デスクトップ上から原子力規制委員会のホームページにアクセスし、確認を行う。(毎月任意の1台) (7) CDの動作確認を行う。(毎月1/6実施) (8) プリンタ接続確認のため、テストプリント出力を行う。(毎月1/6実施) (9) 必要に応じパッチを当てる。 (10) PCTV会議の接続確認を実施すること。(Webカメラによる)	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	操作手順書を別途開示する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	ノートPC	50	—	—	リース(事務所含む)
2	ノートPC(Webカメラあり)	8	—	—	リース
3	PC-TV会議用ツール	8	—	—	リース
4	移動式大型情報端末	1	—	—	リース
5	USBメモリー(8個)	1式	—	—	リース
6	—以下余白—				
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 9

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(9)各種情報システム

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各部の外観目視点検を行う。 (3) 各種機能確認を行う。 (4) サンプルを出力し、出力状況の確認を行う。 (5) 時刻合せを行う。	△ △ △ △ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	気象情報システム端末	1	—	—	リース
2	ERS S 端末	2	—	—	リース
3	情報表示端末	1	—	—	
4	—以下余白—				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 0

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(10)運用管理システム

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各機器ケーブル、コネクタ、線路の外観目視点検を行う。 (2) 各部の清掃を行う。 (3) システムの動作状況の確認を行う。	△ △ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	運用管理中継サーバ	1	—	—	リース
2	運用管理システム操作端末Ⅱ型	1	—	—	リース
3	温度センサ	2	—	—	リース
4	運用管理操作卓	1	—	—	リース
5	操作卓用椅子	1	—	—	リース
6	操作端末用ラック	1	—	—	リース
7	—以下余白—				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 1

点 検 名 称	回 数
月 例 点 検	月 1 回

(11)OA機器 (コピー、プリンタ等)

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。 (2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各部の外観目視点検を行う。 (3) 必要に応じトナーカートリッジ等の交換を行う。 (4) 必要に応じ紙、ホチキス補充を行う。 (5) サンプルを出力し、出力状況の確認を行う。 *複合機については、カウンター一覧を出力し、出力状況の確認を行なうと共に、その一覧表を別途指定する場所へFAX又はメール送信する。 (6) 用紙の補充を行う。	△ △ △ △ △ △	消耗品は別途支給する。 消耗品は別途支給する。 消耗品は別途支給する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	複合機	8	—	—	リース
2	カラープリンタ	6	—	—	リース
3	広幅複合機	1	—	—	リース
4	—以下余白—				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 2

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(12)防災対策車

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。	△	
2 点検	(1) 洗車及び各部の清掃を行う。	△	
	(2) 1時間程度の防災対策車のアイドリングを行う。毎月、バッテリーの充電状況を確認し、必要であれば充電等を行う。	△	
	(3) 各部の外観目視点検を行う。	△	
	(4) 以下の付属品の点検を行う。 ・スペアタイヤ、スタッドレスタイヤの空圧確認	△	
	(5) 盗難防止装置の動作確認を行う。	△	
	(6) 必要に応じてノーマルタイヤとスタッドレスタイヤの付替えを行う。また、使用していないタイヤの保管を行う。	△	
	(7) 空圧確認を行い、必要に応じて適正な圧力まで補充を行う。	△	
	(8) 車の燃料補充状況の点検を行う。	△	
	(9) 車載衛星電話の通話確認を行うこと。	△	通話確認は、1分以内程度とする。
	(10) 法令に基づく自動車点検検査を支援し、その結果を記録簿に記載する。	△	
	(11) 毎月の走行距離と累積走行距離を記録し、報告する。	△	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	防災対策車	2	—	—	
2	スペアタイヤ	2	—	—	
3	スタッドレスタイヤ	8	—	—	
4	盗難防止装置	2	—	—	
5	カーナビゲーション	2	—	—	
6	車載衛星電話	2	—	—	
7	—以下余白—				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

点 検 番 号
1-13

点 検 名 称	回 数
月 例 点 検	月 1 回

(13)衛星通信システム

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。	△	
	(2) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。	△	
	(2) 各部の外観目視点検を行う。	△	
	(3) オフサイトセンター内の固定型衛星設備 (ExBird)と緊急時ネットワーク監視センター間で接続試験 (TV会議、電話、FAX) を行う。	△	
	(4) 衛星携帯電話の接続試験を月例点検 (規制庁立会) 時に実施。	△	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	固定型衛星通信システム (ExBird)	1式	—	—	資産
2	衛星携帯電話	1式	—	—	資産
3	—以下余白—				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 4

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(14) プレス用カメラシステム

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の員数確認を行う。	△	
2 点検	(1) 各部の清掃を行う。 (2) 各機器及びケーブル、コネクタ、線路外観目視点検を行う。 (3) 各機器の起動確認を行う。 (4) オフサイトセンターとプレスルームの接続確認を行う。 (5) 必要に応じて、リモコン用乾電池の交換を行う。 (6) 広報カメラ操作卓でウイルス検出確認作業を行うこと。 注記 但し、別途指定する業者の定期点検時を除く年間10回実施すること。	△ △ △ △ △ △	消耗品は別途支給する。 操作手順書を別途開示する。
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	広報カメラ	4	—	—	リース
2	広報カメラ操作卓	1式	—	—	リース
3	タイムラプスHDD/DVD録画機	1	—	—	リース
4	インターホン	2	—	—	リース
5	—以下余白—				
6					
7					リース
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 5

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(15)一斉招集連絡システム

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 準備	(1) 接続確認を行う。	△	
2 点検	(1) ノートPCからの接続確認を行うこと。 (2) 防災専門官からの依頼に基づき招集者データの更新作業を防災専門官に協力して行うこと。	△ △	ノートPC 2 台で実施 年 1 回実施
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	-以下余白-				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 6

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(16) 緊急事態応急対策等拠点施設各設備員数確認

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 員数確認	(1) 取得財産管理台帳、補助リスト（原子力規制庁が別途提示する）に基づき、対象設備の員数確認を行う。	△	
	(2) 電子化設備配置図と現状の配置との照合確認を行う。修正の必要がある場合は、修正を実施し、原子力規制庁に提出する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	緊急事態応急対策等拠点施設各設備	1式	—	—	
2	—以下余白—				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 7

点 検 名 称	回数
月 例 点 検	月 1 回

(17) 総合機能確認 (オフサイトセンター内試験)

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 準備	(1) 対象機器単体の点検が終了していることを確認する。 (2) 対象機器の電源投入確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 全体会議室大型映像装置への表示試験 下記画面及び音声の確認を行う。 ・ 広報カメラ画像 ・ ノートPC画面 ・ HDD/BD/DVD映像・音声 ・ TV会議自局画面 ・ TV受信画面 ・ 書画カメラ映像 ・ 気象情報システム画面 ・ 情報表示端末画面 ・ ERSS画面 (2) TV会議予備室の中型映像装置への表示試験 下記画面、音声の確認を行う。 ・ 広報カメラ画像 ・ ノートPC画面 ・ HDD/BD/DVD映像・音声 ・ TV会議自局画面 ・ TV受信画面 ・ 気象情報システム画面 ・ 書画カメラ映像 ・ 情報表示端末画面 ・ ERSS画面	△ △	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	緊急事態応急対策等拠点施設各設備	1式	—	—	
2	—以下余白—				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 1 8

点 検 名 称	回数
月 例 点 検 (規制庁立会)	年 1 回

(18) 総合機能確認 (対向試験)

項 目	点 検 内 容	検査区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の社内試験が終了していることを確認する。 (2) 対象機器の電源投入確認を行う。	△ △	
2 点検	(1) 地上回線によるTV会議試験 (その1) オフサイトセンター全体会議室から多地点 (接続先: オフサイトセンターTV会議予備 緊急時対応センター) ・会議音声・画像 ・広報カメラ画像 ・ノートPC画面 ・HDD/BD/DVD映像・音声 ・TV受信画面 ・書画カメラ映像 (2) 地上回線によるTV会議試験 (その2) オフサイトセンターTV会議予備室から多 対向 (接続先: OFC全体会議室、緊急時対応 センター) ・会議音声・画像 ・広報カメラ画像 ・書画カメラ映像 ・ノートPC画面 ・HDD/BD/DVD映像・音声 ・TV受信画面 (3) 情報配信試験 オフサイトセンター全体会議室から緊急時 センターへ情報配信し、その状況を確認す (4) 固定型衛星通信システム (ExBird)による接続 (接続先: 緊急時対応センター) ・TV会議音声・画像 ・電話音声 ・FAX画像 ・書画カメラ映像	○ ○ ○ ○	オフサイトセン ター全体会議室か ら送信した映像、 音声、画面の確認 オフサイトセン ターTV会議予備 室から送信した映 像、音声、画面の 確認
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	緊急事態応急対策等拠点施設各設備	1式	—	—	
2	—以下余白—				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

点 検 番 号
1 - 1 9

点 検 名 称	回数
月 例 点 検 (規制庁立会)	年 1 回

(19) 総合機能確認 (データ伝送試験)

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 準備	(1) 対象機器の電源入り状態確認を行う。	△	
2 点検	(1) E R S Sデータ伝送試験 ①地上回線を使用して伝送試験を行う。	○	
3 復旧・確認	(1) 作業開始前の状態に復旧する。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	緊急事態応急対策等拠点施設各設備	1式	—	—	
2	—以下余白—				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
1 - 2 0

点 検 名 称	回数
月 例 点 検 (規制庁立会)	年 1 回

(20) 緊急事態応急対策等拠点施設各設備員数確認

項 目	点 検 内 容	検査 区分	備 考
1 員数確認	(1) 取得財産管理台帳、補助リスト（原子力規制庁が別途提示する）に基づき、対象設備の員数確認を行う。 (2) 電子化設備配置図と現状の配置との照合確認を行う。修正の必要がある場合は、修正を実施し、原子力規制庁に提出する。	○ ○	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数			備 考
		OFC	道府県	市町村	
1	緊急事態応急対策等拠点施設各設備	1式	—	—	
2	—以下余白—				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

点 検 番 号
2 - 1

点 検 名 称	回数
不 具 合 手 続 対 応 等	随時

(1)不具合手続対応等

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1 不具合対応	(1) 防災専門官等からの要請による不具合の状況調査を行う。	△	
	(2) 不具合状況の調査結果を整理し、報告する。	△	
	(3) 修理不要で、機器の再起動、再調整により復旧する場合には、それらの処置をする。	△	
	(4) 上記処置結果の報告を行う。	△	
	(5) 修理後の機能復旧確認	△	
	※修理が必要な場合は、別契約で実施するものとする。		
2 機器の調整	(1) 原子力規制庁(担当者)、防災専門官等からの要請による機器の点検、設定変更、調整を行う。	△	
	(2) 上記結果についての報告を行う。	△	

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数	備 考
1	緊急時応急対策等拠点施設各設備	1式	
2	-以下余白-		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

点 検 番 号
3 - 1

点 検 名 称	回数
調 査 ・ 立 会	随時

(1)調査・立会

項 目	点 検 内 容	検 査 区 分	備 考
1	計画停電に伴う設備停止及び起動 (1) 防災専門官からの指示によりオフサイトセンターの計画停電実施日を把握する。 (2) 防災専門官と調整し、計画停電実施日前に、電源遮断が必要な設備について、取り扱い説明書に基づき電源を切断する。 (3) 計画停電終了後、前項で電源遮断した設備の電源投入を実施する。 (4) 設備の異状表示等がないことを確認する。 ※計画停電対応は年1回とする。	△ △ △ △	
2	一斉招集システムのデータベース更新 (1) 防災専門官からの依頼に基づき招集者データの更新作業を防災専門官に協力しておこなうこと。	△	年1回実施

設備構成機器リスト

NO	対 象 機 器	員 数	備 考
1	緊急時応急対策等拠点施設各設備	1式	
2	-以下余白-		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

消耗品リスト（茨城）

OA機器

設備名	消耗品名	予備品数量
カラープリンタ	トナーカートリッジ	各色1個
広幅複写機	トナーカートリッジ	各色1個

その他

設備名	消耗品名・仕様	予備品数量
電池	リモコン等の電池類	各型10本

施設外物品持出し手続について

1. 適用範囲

オフサイトセンターに整備されている各設備機器のうち、防災対策車を除く全設備とし、点検、修理等で施設外に持出す場合に適用する。ただし、防災対策車についても規制事務所職員以外の者が持出す場合は適用対象とする。

2. 物品持出確認手続

設備の持出しを行う場合は、添付の様式1「物品預り書」を原子力防災専門官に提出し（写しを原子力規制庁にも提出する）承認を得た後、オフサイトセンター機能維持のため、必要に応じて代替品を持ち込み、修理物品等を施設外に搬出すること。

3. 修理済物品返却手続

持出物品の修理が完了し、物品の返却を行う場合は、添付の様式2「返却届」を原子力防災専門官に提出し（写しを原子力規制庁にも提出する）物品の返却を行う。返却された物品については、原子力防災専門官等による機種・数量の確認を受ける。なお、代替品の持ち込みがあった場合は、原子力防災専門官等による確認の後搬出する。

4. 添付

様式1 物品預り書

様式2 返却届

別図 物品持出確認手続フロー

以上

受 理

様式 1

物品預り書

_____ 殿

企業名

_____ 印

下記のとおり点検、修理のため物品をお預りいたします。

記

物品名称	
数量（単位）	
管理番号又は機器番号	
持出日時	
保管先名称及び場所	
代替品機種	
代替品数量	
修理済物品持込予定日時	

以上

受 理

様式2

返却届

_____ 殿

企業名

_____ 印

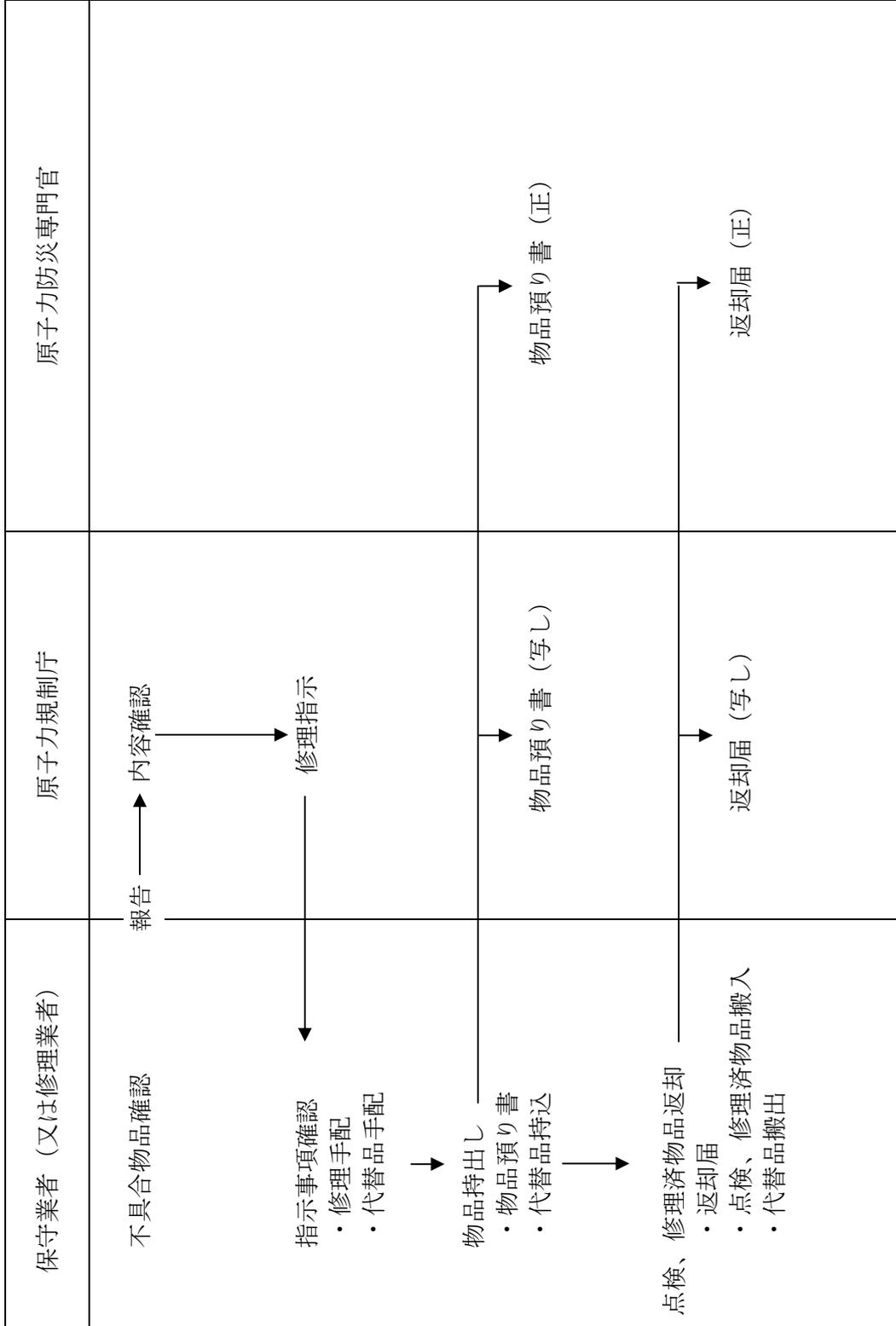
点検、修理等を完了しましたので、下記物品を返却いたします。

記

物品名称	
数量（単位）	
管理番号及び機器番号	
持込日時	
点検、修理内容	

以上

物品持出確認手続フロー



各設備補助リスト

1 目的

本リストは「平成29～33年度茨城県原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務」契約に基づき、当該契約の請負会社が、月例点検時に使用するためのリストである。

2 細部設備等リスト

連番	設備品名	員数
1	大型表示装置（100型プロジェクター）	2
2	中型表示装置（65型）	1
3	情報共有表示装置（42型）	6
4	広報班モニタ（42型）	1
5	館内放送操作卓	1式
6	スピーカ（映像音響用）	4式
7	天井スピーカ／壁掛スピーカ（館内放送用）	1式
8	映像入力分配部	1式
9	音声入力分配部	1式
10	卓上マイク	30
11	ワイヤレスマイク	3
12	ピンマイク	1
13	書画カメラ	1
14	U/B増幅器（ブースター）	1
15	TV会議操作卓(全体会議)	1式
16	TV会議操作卓(TV会議予備室)	1式
17	映像音響制御サーバ	1
18	映像音響操作端末	2
19	HDD/BD/DVD録画再生機	9
20	LEDデジタル時計	1
21	情報配信装置	1
22	IPエンコーダ	1
23	映像操作端末	1
24	IP-PBX装置Ⅱ型	1
25	保守コンソール	1
26	TV会議制御装置A（カメラを含む）	2式

連番	設備品名	員数
27	T V 会議操作端末	2
28	電話端末 I 型 (音声会議用電話)	9
29	電話 II 型 (I P 電話)	81
30	電話 III 型 (アナログ電話)	8
31	P H S 電話機	10
32	P H S アンテナ	13
33	電話 VI 型 (衛星電話)	8
34	IP-FAX 装置	10
35	IP-FAX 装置 (衛星)	1
36	レイヤ 2 スイッチ I - 4 8 型	2
37	レイヤ 2 スイッチ II 型	17
38	レイヤ 2 スイッチ III 型	17
39	レイヤ 2 スイッチ IV 型	4
40	ファイヤーウォール I 型	1
41	ルータ II 型	1
42	ノート PC	50
43	ノート PC (Web カメラあり)	8
44	PC-TV 会議用ツール	8
45	移動式大型情報端末	1
46	USB メモリー	8
47	気象情報システム端末	1
48	E R S S 端末	2
49	情報表示端末	1
50	運用管理中継サーバ	1
51	運用管理システム操作端末 II 型	1
52	温度センサ	2
53	運用管理操作卓	1
54	操作卓用椅子	1
55	操作端末用ラック	1
56	複合機	8
57	カラープリンタ	6
58	広幅複合機	1
59	防災対策車	2
60	スペアタイヤ	2
61	スタッドレスタイヤ	8

連番	設備品名	員数
62	盗難防止装置	2
63	カーナビゲーション	2
64	車載衛星電話	2
65	衛星携帯電話	1 式
66	固定型衛星通信システム (ExBird)	1 式
67	広報カメラ	4
68	広報カメラ操作卓	1 式
69	タイムラプス HDD/DVD 録画機	1
70	インターホン	2

地震発生時のオフサイトセンターの点検確認要領

1. 作成目的

オフサイトセンターの所在地域及び周辺地域において、「震度5弱以上（気象庁発表）」の地震が発生した場合に、各オフサイトセンター通信設備等の維持管理業務の請負業者によるオフサイトセンターの設備点検実施の有無の判断を容易にする。

2. 設備点検実施の判断

震度5弱以上の地震発生時のオフサイトセンター設備点検の判断要領

- ① 地震が発生した時、直ちにテレビ等で担当地区が大きな地震発生場所であるか確認する。
- ② オフサイトセンターから半径20km以内の地域を基準とする仕様書5.2(2)ア項で震度5弱以上の地域があるか確認する。震度5弱以上の地域があった場合は、次の対応を実施する。
- ③ 仕様書5.2(2)イ項で震度5弱以上の地域があるか確認する。
- ④ 上記に該当する場合は、3項の点検を実施する場合に進む。該当しない場合は設備点検を実施しない。

【確認方法の例】

イ. 仕様書5.2(2)ア項で下記地域の震度を確認する。

⇒「茨城県北部、茨城県南部」の震度が5弱以上の場合は、以下の対応を実施する。

ロ. 上記地域で震度が5弱以上の地域の仕様書5.2(2)イ項の下記詳細地域の気象庁発表震度を待ち確認する。

⇒「ひたちなか市、那珂市、水戸市、那珂郡、東茨城郡、常陸太田市、日立市、鉾田市」の震度を確認する。

ハ. 最後に東茨城郡、那珂郡が震度5弱以上の時は、仕様書5.2(2)イ項の「()」内の下記詳細(細部)地域の震度を確認する。

⇒ (大洗町、茨城町、東海村)の「()」内の詳細(細部)地域の震度を確認する。

但し、気象庁より東茨城郡、那珂郡の上記詳細(細部)地域の震度の発表が無かった場合は、「東茨城郡、那珂郡」の震度を採用する。

3. 点検を実施する場合

2項③に該当する場合は、該当地区オフサイトセンターの原子力規制事務所、原子力防災専門官に確認し、指示により点検を行うこと。

当該原子力防災専門官に連絡がつかない場合は、規制庁担当者に確認し、指示により点検を行うこと。

ただし、地震発生から30分以上原子力防災専門官又は規制庁担当者に連絡がとれない場合は、指示を待たずに点検を行うこと。

以上

原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル

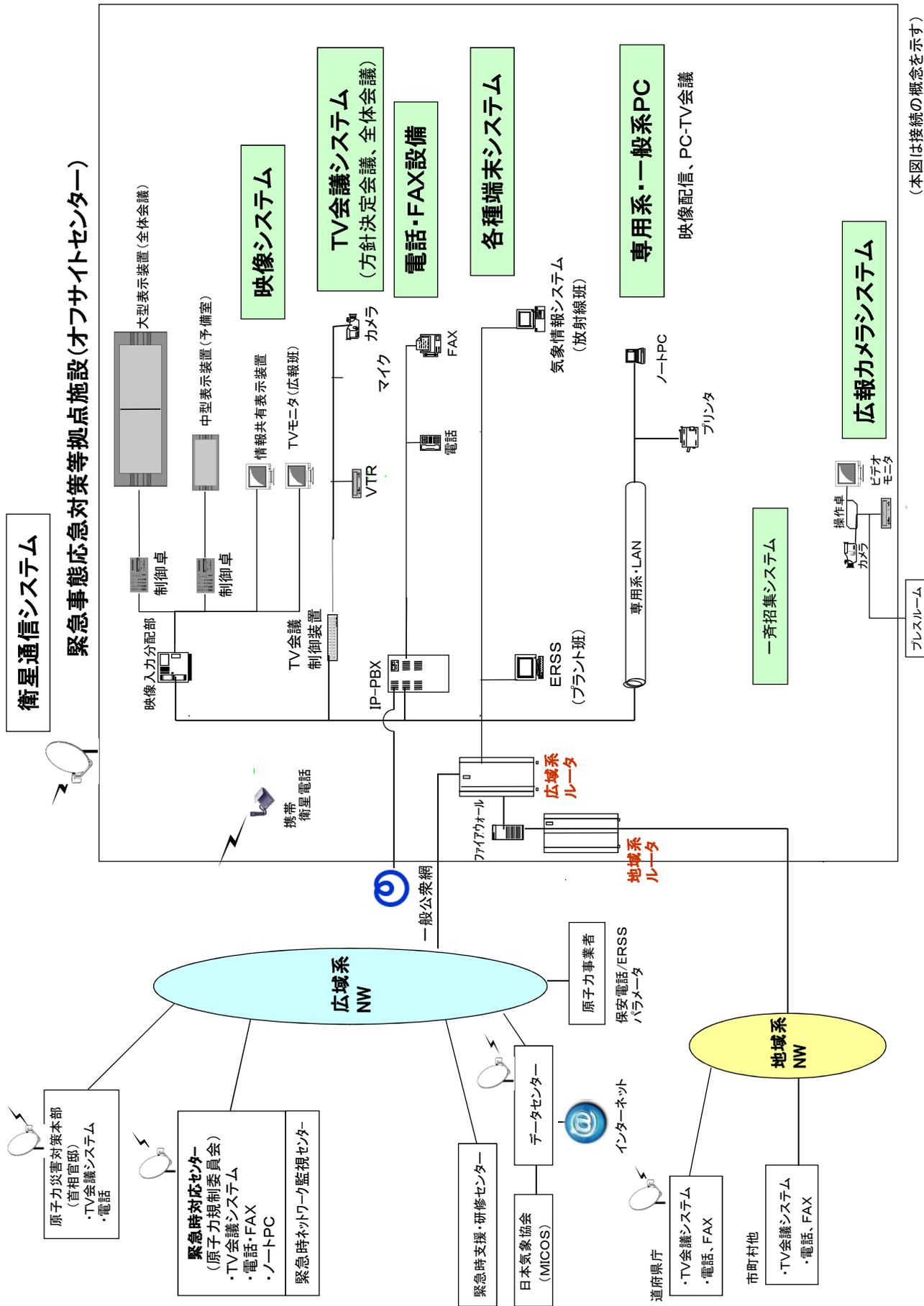
オフサイトセンター機能班の活動の助勢者の習熟レベルを以下に示す。

本項目は月例点検時に規制庁が必要人員を満たしているか確認を行うための基準であるが、レベルを維持できるよう習熟に努めるものとする。

なお、各項目とも記載内容全ての項目が問題なく実行されたことを確認して、そのレベルに達していると認定する

NO	項目	要求レベル			各レベルの必要人員
		レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	
0	設備全般	—	以下のNo. 1～No.7までのシステムのレベルⅡ以上の操作のすべての項目が実施できること。(作業責任者はレベルⅡ以上を期待する。)	同左	レベルⅡ以上: 3人以上
1	TV会議システム(映像装置)	TV会議システム(全体及び予備(可搬タイプを含む))の起動・停止操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 8人以上 レベルⅢ:4人以上
		TV会議接続場所の選定及び接続操作が画面及び音声調整を含めて実施できる。	同左	同左	
		TV会議の会議室用カメラ操作で、プリセット位置登録が実施できる。	同左	同左	
		—	TV会議室への途中からの退室・追加参加操作が実施できる。	同左	
		—	TV会議画面のレイアウト変更操作(会議の分割、位置の移動)が実施できる。	同左	
		—	TV会議の録画及び録画映像の送信操作が実施できる。(注:送信操作はHDDから直接送信できない)	同左	
		—	—	一部参加者の映像送信停止及び音声停止操作が実施できる。	
		—	—	書画カメラ装置を操作し、映像を情報配信できる。	
		—	—	共有画面操作及び画像の選択配信操作において映像切替及び送信操作が実施できる。	
		—	—	専用系PCからTV会議システムに情報配信操作が実施できる。	
2	広報カメラシステム	TV会議システム(全体・予備(可搬タイプを含む))の停止操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅢ:2人以上
		広報カメラシステムの起動操作が実施できる。	同左	同左	
		—	プレスルームへの映像配信を行い、4画面で表示できる。	同左	
		—	プレスルームへの映像配信を行い、1画面で表示できる。	同左	
3	気象情報システム	広報カメラシステムの停止操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 4人以上 レベルⅢ:2名以上
		気象情報システムの起動操作が実施できる。	同左	同左	
		—	各種気象画面を表示させることができる。	同左	
		—	気象予報画面の登録及び印刷を実施できる。	同左	
4	ノートPC	第一から第二データセンター又はその逆へと送信元の切り替え操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 8人以上 レベルⅢ:4名以上
		—	—	気象予報画面の登録及び印刷を実施できる。	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
5	電話・FAX設備	気象情報システムの停止操作を実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 4人以上 レベルⅡ:2名以上
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
6	PCを使用したTV会議操作	ノートPCの起動操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 8人以上 レベルⅢ:4名以上
		専用系画面から一般系仮想デスクトップを起動することができる。	同左	同左	
		—	—	同左	
7	携帯衛星電話	—	—	同左	レベルⅠ以上: 5人以上 レベルⅡ:3名以上
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	
		—	—	同左	

オフサイトセンター設備の全体概要



(本図は接続の概念を示す)